［｛（141,300円×α×A）＋B－C－D－E｝×0.985－F＋G］×0.75

141,300円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（141,300円×α）×A及び｛（141,300円×α）×A）＋B－C－D－E｝×0.985に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

C　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（c＋d＋e＋f）×1.057

算式の符号

［略］

f　市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「株式等譲渡所得割額の控除額」欄の当該市町村の額

D　市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「寄附金税額控除」欄の当該市町村の額から市町村税課税状況調第42表の表側「市町村民税」、表頭「地方税法第37条の２第１項第３号及び第４号又は第314条の７第１項第３号及び第４号に規定する寄附金に係るもの」のうち「控除額（千円）」欄の当該市町村の額を控除した額に1.000（ただし、特別区にあつては1.150）を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

E　市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「調整控除」欄の当該市町村の額に1.027を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

F　地方税法附則第５条の４及び第５条の４の２の規定に基づく当該年度の５月末現在における市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額として総務大臣が調査した当該市町村の額

G　市町村税課税状況調第20表の表側「平成29年度」のうち「7月」から「3月」まで及び「平成30年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄に係る当該市町村の額に1.072を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［｛（（129,000円×α）×A）×β＋B－C－D×β－E×β｝×0.984－F＋G－H］×0.75

129,000円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（129,000円×α）×A、（（129,000円×α）×A）×β、D×β、E×β及び｛（（129,000円×α）×A）×β＋B－C－D×β－E×β｝×0.984に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

C　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

｛（c＋d）×γ＋（e＋f）｝×1.066

算式の符号

［同左］

f　市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「株式等譲渡所得割額の控除額」欄の当該市町村の額

γ　指定都市にあつては8/6、その他の市町村にあつては1.000

D　市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「寄附金税額控除」欄の当該市町村の額から市町村税課税状況調第42表の表側「市町村民税」、表頭「地方税法第37条の２第１項第３号及び第４号又は第314条の７第１項第３号及び第４号に規定する寄附金に係るもの」のうち「控除額（千円）」欄の当該市町村の額を控除した額に1.000（ただし、特別区にあつては1.174）を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

E　市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「調整控除」欄の当該市町村の額に1.019を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

F　地方税法附則第５条の４及び第５条の４の２の規定に基づく当該年度の５月末現在における市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額として総務大臣が調査した当該市町村の額

G　市町村税課税状況調第20表の表側「平成28年度」のうち「7月」から「3月」まで及び「平成29年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄に係る当該市町村の額に0.982を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

H　次の算式によつて算定した額。ただし、指定都市以外の市町村にあつては零とする。

算式

g×（2/3）×（1/6）×（1/2）×1.034

g×（2/3）、g×（2/3）×（1/6）、g×（2/3）×（1/6）×（1/2）及びg×（2/3）（1/6）×（1/2）×1.034に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号